

農泊推進型 事業実施計画策定のポイント

令和7年8月

農林水産省
農村振興局

説明内容

- ① 農泊推進型で目指す地域の姿とその手段
- ② 地域の合意形成、実施体制の確立
- ③ 地域資源の洗い出し、ターゲットの設定
- ④ 体験プログラム開発
- ⑤ 食事の提供
- ⑥ 農泊ツアー（パッケージ商品）の造成
- ⑦ 商品販売、情報発信、プロモーション
- ⑧ 取組を担う人材の確保、取組に必要な施設等の整備
- ⑨ 活動スケジュール、目標設定

農泊推進型で目指す地域の姿とその手段

- 事業の目的：地域の関係者が一丸となった取組による地域の所得向上への支援
- 農泊推進型を実施することで、
「地域をどう変えたいのか」、「事業完了時に地域がどうなっているのか」（目的）
- そのために、誰が何をしなければならないのか（手段）

地域の現状の確認 ⇒ 目指す姿

地域の将来像

顧客の絞り込み・
地域資源等
(戦略)

活動計画・資金計画・収支計画等
(戦術)

事業計画で必要な項目

事業のビジョン・目標

- 農泊を実施して将来どうしたいか

実施体制

- 多様なメンバーの参画
- メンバーの役割分担等

地域資源の磨き上げ(商品化)

- 宿泊、食事、体験等の造成
- 農泊ツアーパッケージ商品化

活動スケジュール

- いつまでにやるの

ターゲットの絞り込み

- どんなお客様に来訪して欲しいか
- 個人か団体か 等

販売・プロモーション

- 営業方法、販売方法
- 情報発信、プロモーション

目標設定

- 売上げ
- 宿泊者数

地域の合意形成、実施体制の確立

(1)地域での合意形成が図られているか

視点：地域一丸の取組となっているか ⇒ 多様な関係者が参画・連携しているか

- ・住民説明会、勉強会の開催（合意形成の手段・手法の明確化）
- ・ワークショップの開催（協議会の方針と住民の意向に整合があるか）

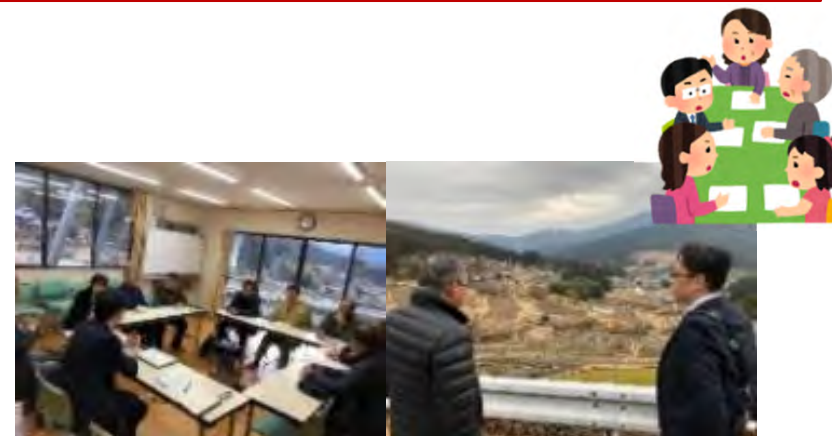
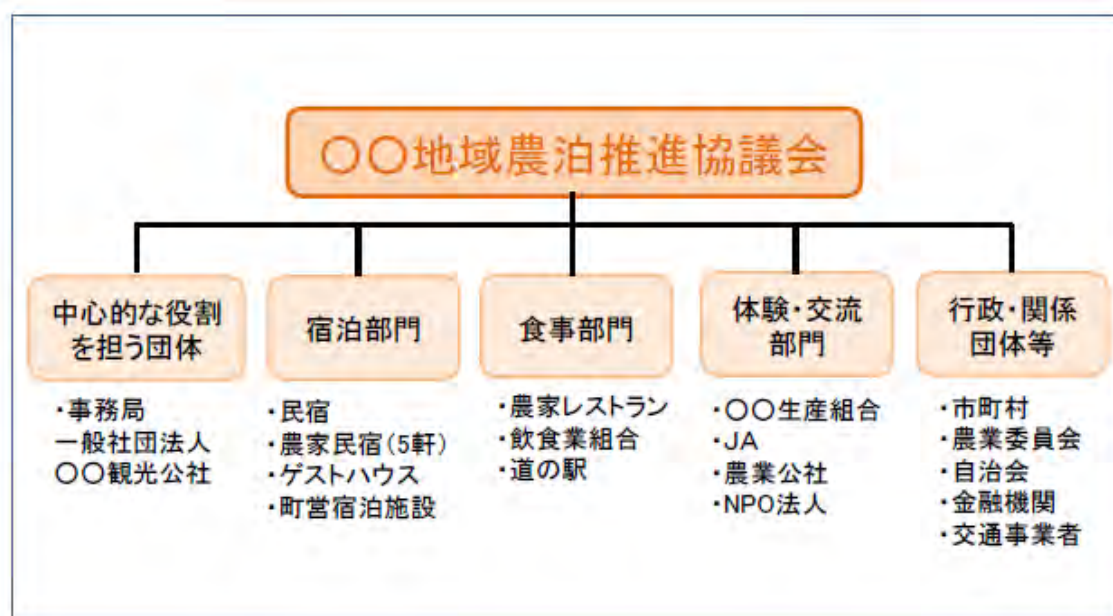
(2)実施体制が整っているか

視点：「宿泊」「体験」「食事」を誰が提供するのか（役割分担は明確か、不足はないか）

誰が取組全体を束ねるのか（中核法人、運営責任者、行政の役割の確認）

- ・各種研修の受講、勉強会の開催
- ・先進地視察

地域協議会による実施体制（イメージ）



課題に応じた専門家の派遣・指導



各種研修の受講

地域資源の洗い出し、ターゲットの設定

(1)地域資源の確認

視点：地域には何が賦存しているか（体験、ツアー、食事のタネ）

※地域資源：自然、景観、観光、歴史、建造物、伝統・文化、古民家、空き家、廃校、遊休農地、農林水産物、地域食材、地域特産品、等

- ・地域資源発掘調査（賦存資源活用可能性調査）
- ・地域資源活用意向の把握

(2)ターゲットの設定

視点：誰に来てほしいか

- ・個人、団体、教育旅行、ワーケーション、インバウンド



農村景観、歴史的町並みの活用



地域食材の活用



地域特産品の加工業



インバウンド



教育旅行



観光客



ワーケーション

地域が目指す資源の活用ビジョンに応じて
様々なターゲットを誘致

体験プログラム開発

視点：体験プログラム開発について具体的に検討されているか

誰が受け入れるのか

- ・ 既存プログラムの確認、磨き上げ
- ・ 新規プログラムの開発（ターゲット別、季節別、外部の目線 ⇒ リピーターの確保）
 - ※農林漁業体験以外のプログラムについても検討（長期滞在も視野）
（景観、歴史・文化、きのこ狩り、トレッキング、星空、酒蔵、かまくら 等々）
- ・ 先進地視察



農業／りんご収穫体験



農業／稲刈り体験



自然／カヌー体験



その他／巻き寿司体験



景観／「日本の棚田百選」認定棚田を活用したガイドウォークプログラム



景観／里山の景観を活用した電動バイクでのガイドツアー



文化／着物着付け体験

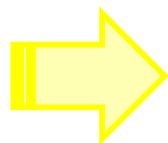


その他／瞑想体験

食事の提供

視点：誰が何を提供するのか（構成員または連携団体に飲食店業が含まれているか）

- ・ 昼食、夕食、朝食、昼食（翌日分）が提供できる体制（提供者）の確認
- ・ **現在提供されている食事メニューの確認（地域の特色があるか）**
- ・ **新メニュー開発（地域食材の活用、他地区との差別化、外部の目線 ⇒ リピーターの確保）**
- ・ 特産品（加工品等）開発 ⇒ 食事での提供、土産品
- ・ 提供者の確保、価格設定
- ・ **新規開発メニュー等の提供（販売開始）時期**
- ・ **長期滞在に対応できるメニュー数の確保（インバウンド受け入れにも対応）**



地元食材を活用したメニュー開発



創作料理



姿造り



農家民宿の家庭料理



ヴィーガン対応メニュー



海鮮料理



囲炉裏料理

農泊ツアー（パッケージ商品）の造成

視点：開発コンテンツのパッケージ化【宿泊、体験、食事、地域資源を組み合わせ商品化（外部の目線）】

- ・ターゲット別（個人・団体・教育旅行・インバウンド等：種類、価格設定）
- ・種類の多様化（季節別、オプションの充実 ⇒ リピーターの確保）
- ・中、長期滞在を視野に入れた商品開発
- ・モニターツアーの実施（販売に向けた**商品の検証**）
（完成度、満足度、価格設定、受入体制の検証等による商品化に向けた見直し）
- ・直売所等との連携
- ・先進地視察
- ・商品化（販売開始）時期の設定、検証



商品販売、情報発信、プロモーション

視点：ターゲットに情報が確実に届くか（ツール作成に留まっていないか）

- ・webサイト構築（多言語版）
- ・パンフ、チラシ（国内向け、インバウンド向け：ターゲット別）
- ・予約サイト、カード決済システム構築
- ・営業活動（ターゲット別）
- ・ファムトリップ
- ・旅行誌への掲載
- ・国内外イベント出展
（海外出展については、ターゲット、時期、規模、取組の有効性等の合理的な整理が必要）
- ・OTA登録（旅館業法の許可取得）



英語対応HPの作成



大規模展示会への出展



名称	嵐山民権 丸
郵便番号	431-2537
住所	静岡県浜松市北区
アクセス	■最寄りでのアクセス 浜松駅西口徒歩15分、浜松駅西口バス停徒歩10分 ■車でのアクセス 新東名高速道路浜松インターチェンジより10分
施設対応	チェックイン 14:00 チェックアウト 11:00 ペット不可 喫煙専用、喫煙専用 スナック、ドライヤーあり
一人当たりの宿泊費	大人 5,500円
送迎有無	送迎バスあり
ご予約方法	予約電話: 053-431-2537 予約メール: info@shodoshima.co.jp 予約サイト: http://shodoshima.co.jp
施設HP	http://shodoshima.co.jp
所属団体	浜松市観光協会

予約サイトへの掲載

取組を担う人材の確保、取組に必要な施設等の整備

(1)人材の確保

視点：誰が何を担うか（各役割を担う人材が確保されているか）

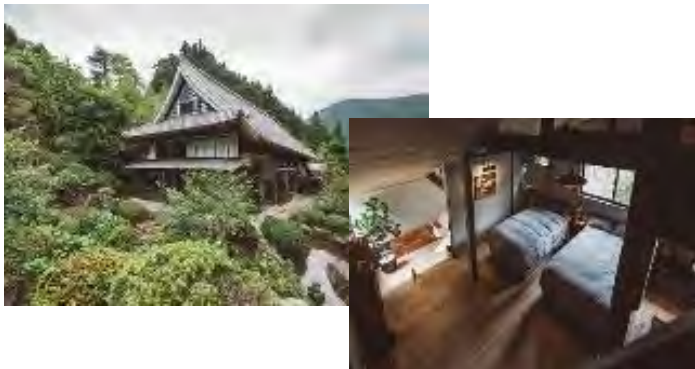
※役割：受入（宿泊・体験等）、予約管理、営業活動、飲食提供、経理事務、webサイト更新 等々

- ・ 研修生の受入（人材の育成、各種研修の受講等）
- ・ 専門家の活用（事業計画策定、観光コンテンツの開発等）

(2)施設等の整備

視点：地域で不足する施設、来訪者のニーズ

- ・ 宿泊施設、体験施設、農家レストラン等飲食提供施設
- ・ 洋式トイレ、浴室等の改修
- ・ Wi-Fi等の付帯施設



遊休施設を改修した宿泊施設



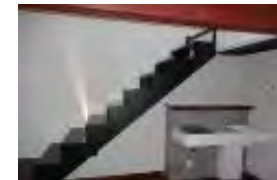
農家レストラン



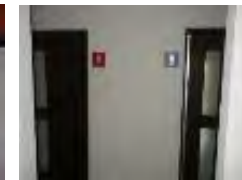
Wi-Fiの整備



大人数でも利用可能で快適な浴室



洗面台の増設



男女別のトイレ

活動スケジュール、目標設定

(1)活動スケジュール

視点：何をいつまでにやるのか

- ・手段と目的が混同していないか
- ・作業順序に間違いがないか

(2)目標設定

視点：農泊をビジネスとして実施できるか

- ・売上げ（宿泊、食事、体験、開発商品）
- ・宿泊者数

【活動計画のイメージ】

活動	事前準備	1年目	2年目	3年目	ビジネスとして 自走
地域協議会設立					
合意形成・実施体制確立					
地域資源の磨き上げ			追加開発、多様化		
農泊ツアーの造成 (パッケージ商品)			追加開発、多様化		
農泊ツアーの販売					
情報発信 (WEBサイト作成)			随時更新		
プロモーション					

事業活用に当たってよくあるご質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

通常、ソフト事業のみの提案の場合は締切の1か月後頃、ハード事業を含む提案の場合はその1～2か月後頃となっています。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**

地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）

地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取り組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。

また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがありますが、様々な制限が設けられています。

